

【速報】直近のルール変更について

4月から「**労働契約法**」という法律の取扱いが**一部変更**となります。実務に直結するお話ですので年度末のお忙しい時期かと存じますが、是非ご一読ください。

期間契約社員の契約期間が通算5年を超え、かつ本人が希望した場合には、次の更新後の契約については無期の労働契約に転換します。これを労働者の「**無期転換権**」といいます。

なお、このことは**定年後の再雇用者に関しても適用されます**。



とはいえ「定年再雇用者についてはずっと契約（嘱託）社員でいて欲しい！」という会社は実際に多いのが現状です



この会社の希望を叶えるべく、**4/1以降に認定手続**をすれば、**定年後の再雇用についてはずっと契約（嘱託）社員のまま雇用できる**ことになりました（要は申請さえすれば、無期雇用労働契約に転換しなくてもよくなります）



手続は**労働局に「認定申請書」**を提出していただきます。認定されれば約2～3週間ほどで会社に「認定書」が届きます。なお、いくつも事業所がある会社については、本社担当の労働局にだけ提出すれば、それで全社に効力がおよびます。

※詳細については当事務所にお問い合わせください

☆ 編集後記 ☆

知り合いが捨てると言うので、トミカのミニカーをいっぱい貰いました。

夢のスーパーカーやビンテージ物の車など、子供の頃に将来乗ってみたいと憧れた車ばかりで、見ているだけでワクワクしてしまう一方、いまだに憧れ止まりの自分に気づいた39歳の春でした(T_T)さて、いつになったら乗れることやら・・・



手にとってニヤついてます

みらい労働法務事務所

〒530-0053

大阪市北区末広町3-21 扇町センタービル6F

Tel : 06-6809-5092

Fax : 06-6809-5093

e-mail info@mirai-sr.com

URL http://mirai-sr.com



代表社会保険労務士
谷口 史晃